

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳について

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある業務のうち、次の表の左欄の業務に従事して、表の右欄の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

業 務	要 件
①、②、③ 省略	
④ 粉じん作業（じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務（注）	じん肺法の規程により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
⑤～⑩ 省略	
⑪ 石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	両肺野に石綿による不整脈陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

注 粉じん作業には、石綿を取り扱う作業も含まれているため、石綿を取り扱う作業に従事した方については、交付要件を満たす場合、⑪だけでなく④の健康管理手帳の交付受けることができます。

各種相談窓口の設置

★ 都道府県労働局・労働基準監督署における相談の受付

石綿に関する健康管理手帳、健康診断、労災補償についてのお問い合わせ、ご相談は、青森労働局、労働基準監督署までお願いします。

★ 中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター・大阪労働衛生総合センターにおける相談の受付中

中央労働災害防止協会において、従来から石綿含有製品の代替化に関する相談窓口を開設しておりますが、これに加え、事業者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、労働衛生調査分析センター（03-3452-3068）又は大阪労働衛生総合センター（06-6448-3784）までご相談ください。

★ 建設業労働災害防止協会における相談の受付

建設業労働災害防止協会において、事業者の方々からの建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策に関する相談を受け付けることとしましたので、電話03-3453-8201までご相談ください。

★ 独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健推進センターにおける相談の受付

産業保健推進センターにおいて、産業保健関係者、石綿による健康被害を受けられた労働者及びその家族の方々からの健康に関するご相談を受け付けることとしましたので、青森産業保健推進センター（メールアドレスsanpo02@msi.biglobe.ne.jp）までご相談ください。

★ 独立行政法人労働者健康福祉機構 労災病院における相談の受付

労災病院において、石綿ばく露歴のある方、その家族の方々、開業医等からの診断・治療、健康診断に関するご相談を受け付けることとしましたので、青森労災病院（0178-33-1551）までお問い合わせください。



石綿を取扱う作業等に従事していた方への呼びかけ

過去に在籍していた事業場で、以下のリスト（★）に該当する作業を行っていた方は、石綿にはばく露している可能性がありますので、胸部レントゲン検査等による健康診断を受けるようにしてください（その際、医師に自分が過去に石綿に係る作業を行っていた旨お伝えください）。なお、厚生労働省から各事業場に対し、退職者に対しても健康診断を行うよう要請を行っておりますので、過去に在籍していた事業場から健康診断の連絡等があった場合は、積極的に利用してください。また、リストにある作業に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、喫煙をしないようにしてください。

また、受診された結果、一定の所見が見られる場合（※1）は、青森労働局に申請していただければ、健康管理手帳の発行を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。また、石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症した場合には、それが石綿にはばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

※1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある場合

★ 石綿に係る作業リスト

- ①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、橋樑機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスチック等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切削等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属設備等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物〔タルク（滑石）、バーミキュライト（蛭石）、線維状ブルサイト（水滑石）〕等の取扱い作業
- ⑩上記①～⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

ちょっと 知識 【中皮腫】の場合における認定の流れ

